

旭川医科大学教育センター規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

旭川医科大学教育センター規程の一部を改正する規程

旭川医科大学教育センター規程（平成16年旭医大達第95号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 センターは、次に掲げる事項の調査及び研究並びに企画<u>及び実施並びにその点検・評価等</u>に関する業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 教育システム及びカリキュラムに関すること。</li> <li>(2) <u>医学</u>チュートリアル教育に関すること。</li> <li>(3) 共用試験（CBT及びOSCE）に関すること。</li> <li>(4) <u>医学科</u>の卒前臨床実習に関すること。</li> <li>(5) <u>臨地看護学実習</u>に関すること。（新設）</li> <li>(6) 地域医療教育に関すること。</li> <li>(7) 早期体験実習<u>及び地域医療実習</u>に関すること。</li> <li>(8) FD活動に関すること。</li> <li>(9) 授業評価に関すること。</li> <li>(10) その他教育及び学生支援に係る中期計画等の実施に関すること。</li> </ol> <p>(組織)</p> <p>第4条 センターは、次に掲げる者をもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) センター専任の教員</li> <li>(2) <u>第5条に定める部門の教員</u></li> </ol>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 センターは、次に掲げる事項の調査及び研究並びに企画、<u>実施及び評価等</u>に関する業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 教育システム及びカリキュラムに関すること。</li> <li>(2) チュートリアル教育に関すること。</li> <li>(3) 共用試験（CBT及びOSCE）に関すること。</li> <li>(4) 卒前臨床実習に関すること。</li> <li>(5) 地域・<u>僻地</u>医療教育に関すること。</li> <li>(6) 早期体験実習、<u>僻地医療実習及び看護学実習</u>に関すること。</li> <li>(7) FD活動に関すること。</li> <li>(8) 授業評価に関すること。</li> <li>(9) その他教育及び学生支援に係る中期計画等の実施に関すること。</li> </ol> <p>(組織)</p> <p>第4条 センターは、次に掲げる者をもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) センター専任の教員</li> <li>(2) <u>地域共生医育統合センター長</u></li> </ol>

<p>(3) <u>その他必要な職員</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>2 センターにセンター長を置き、前項第1号に規定する者のうちから学長が指名する者をもって充て、センターの業務を掌理する。</p> <p>3 センターに副センター長を置き、前項第1号に規定する者のうちから学長が指名する者をもって充て、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代行する。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(部門)</p> <p><u>第5条</u> センターに、その業務を分掌させるため次の部門を置く。</p> <p>(削除)</p> <p>(1) <u>医学チュートリアル教育部門</u></p> <p>(2) 共用試験部門</p> <p>(3) <u>医学科臨床実習部門</u></p> <p>(4) 地域医療教育部門</p> <p>(5) FD・授業評価部門</p> <p>(6) <u>臨地看護学実習部門</u> (新設)</p> <p><u>2 前項各号の部門に関する組織、業務等の必要な事項は別に定める。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(削除)</p>	<p>(3) <u>看護職キャリア支援センター長</u></p> <p>(4) <u>入学センター長</u></p> <p>(5) <u>卒後臨床研修センター副センター長 1人</u></p> <p>(6) <u>センター兼務の教員</u></p> <p>(7) <u>事務局企画調整役 (総務・教務担当)</u></p> <p>(8) <u>学生支援課長</u></p> <p>(9) <u>その他センター長の推薦に基づき学長が指名する者</u></p> <p>2 センターにセンター長を置き、前項第1号に規定する者のうちから学長が指名する者をもって充て、センターの業務を掌理する。</p> <p>3 センターに副センター長を置き、前項第1号に規定する者のうちから学長が指名する者をもって充て、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代行する。</p> <p><u>4 第1項第5号及び第9号の者は、学長が委嘱する。</u></p> <p>(任期)</p> <p><u>第5条 前条第1項第5号及び第9号の者の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の者及び追加の者の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。</u></p> <p>(部門)</p> <p><u>第6条</u> センターに、その業務を分掌させるため次の部門を置く。</p> <p>(1) <u>カリキュラム部門</u></p> <p>(2) チュートリアル教育部門</p> <p>(3) 共用試験部門</p> <p>(4) 臨床実習部門</p> <p>(5) 地域医療教育部門</p> <p>(6) FD・授業評価部門</p> <p>(部門長及び部門員)</p> <p><u>第7条 前条各号の部門に、部門長及び部門員を置く。</u></p>
---	--

(運営会議)

第6条 センターに、センターの業務を円滑に進めるため、旭川医科大学教育センター運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター専任の教員（新設）
- (2) 教育担当副学長（新設）
- (3) 学科長（新設）
- (4) 地域共生医育センター長（新設）
- (5) その他センター長が必要と認めた者（新設）

3 センター長は、運営会議を召集し、その議長となる。

(削除)

2 部門長は、センターの構成員のうちからセンター長が指名し、部門の業務を統括する。

3 各部門の部門員は、次の各号に定める人数を標準とする。

(1) カリキュラム部門 8人（一般教育2人、基礎医学2人、臨床医学2人、看護学科2人）

なお、規定された部門員の他、医学部医学科及び看護学科の学生を部門員として若干人加えることができる。

(2) チュートリアル教育部門 3人（一般教育1人、基礎医学1人、臨床医学1人）

(3) 共用試験部門 4人（基礎医学2人、臨床医学2人）

(4) 臨床実習部門 2人（臨床医学2人）

(5) 地域医療教育部門 4人（一般教育1人、基礎医学1人、臨床医学1人、看護学科1人）

(6) FD・授業評価部門 4人（一般教育1人、基礎医学1人、臨床医学1人、看護学科1人）

4 部門員は、センター長の推薦に基づき、学長が委嘱する。

5 部門員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター会議)

第8条 センターに、センターの業務を円滑に進めるため、旭川医科大学教育センター会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、センターの構成員をもって組織する。ただし、センター長が必要と認めたときは、センター運営会議に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

3 センター長は、会議を召集し、その議長となる。

4 センター会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

<p>(庶務) 第7条 センターの庶務は、学生支援課において処理する。</p> <p>(雑則) 第8条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p><b>【改正理由】</b> 教育に関するマネジメント体制の見直しに伴い、業務、部門、構成員等の整備を行うものである。</p>	<p>(庶務) 第9条 センターの庶務は、学生支援課において処理する。</p> <p>(雑則) 第10条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。</p> <p>(略)</p>
---	---